

○ふじみ衛生組合会計年度任用職員の 報酬等に関する規則

（令和2年3月31日）
規則 第3号

改正 令和6年6月1日 規則第2号

（趣旨）

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年ふじみ衛生組合条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「職員」という。）の報酬、期末手当及び勤勉手当の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 条例第2条第2項の規定により管理者が定める額については、三鷹市会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年三鷹市規則第28号）別表第1の市政事務員の項及び別表第2の事務助手の項の規定を準用する。

（準用）

第3条 前条に定めるもののほか、職員の報酬、期末手当及び勤勉手当の支給については、三鷹市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月1日規則第2号）

この規則は、令和6年6月1日から施行する。